主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遠山丙市の上告趣意(後記)第一点は、名を憲法違反に藉りその実単なる訴訟法違反に帰し(そして、原判決は旧刑訴四〇五条に従つたもので所論の違法も存しない。)、同第二点は量刑不当の主張に帰するから、いずれも刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月一四日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	斎	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官